平成十八年政令第百六十二号

き、この政令を制定する。 次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。独立行政法人国立美術館法(以下「法」という。)第五条第五項の評価委員は、必要の都度、 内閣は、独立行政法人国立美術館法(平成十一年法律第百七十七号)第五条第六項の規定に基づ独立行政法人国立美術館法施行令

- 財務省の職員 一人

学識経験のある者 二人 独立行政法人国立美術館の役員 一人文部科学省の職員 一人

法第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、文化庁企画調整課において処理する。法第五条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3

(施行期日) 附 則 (平成一九年三月二六日政令第五九号:この政令は、平成十八年四月一日から施行する。附 則 (平成一九年三月二六日政令第五九号)

抄

附 則 (平成三〇年九月二七日政令第二六六二この政令は、平成十九年四月一日から施行する。 (平成三〇年九月二七日政令第二六六号)

抄

1

第一条 この政令は、平成三十年十月一日から施行する。 (施行期日)